

## 規則等の案の概要

### 1 規則等の案の題名

静岡市児童福祉法等施行細則の一部改正について（案）

### 2 規則等を定める根拠となる法令の条項

規則等を定める根拠となる法令の規定はありません。

### 3 改正の趣旨

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年 3 月 29 日付け雇児発第 177 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）について、以下（1）～（3）のとおり改正されました。これらの改正を踏まえ、静岡市児童福祉法等施行細則（平成 15 年静岡市規則第 110 号）について、認可外保育施設の設置の届出に係る様式の一部を改正するとともに、認可外保育施設の運営状況の報告に係る様式の一部を改正するものです。

（1）認可外の居宅訪問型保育事業に係る指導監督基準の創設や、「子育て支援に関する行政評価・監視～保育施設等の安全対策を中心として～の結果に基づく勧告」（平成 30 年 11 月 9 日総務省）を受けたこと等を踏まえ、認可外保育施設指導監督指針の指針及び標準書式の一部が改正されました（「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正について（通知）（令和 2 年 3 月 31 日付け子発 0331 第 6 号厚生労働省子ども家庭局長通知））。

（2）消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第 150 号）及び消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第 337 号）の施行に伴い、「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」（平成 17 年 3 月 31 日付け雇児保発第 0331003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）が施行されたことを踏まえ、認可外保育施設指導監督指針の指針及び標準書式の一部が改正されました（「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正について（通知）（令和 2 年 9 月 30 日付け子発 0930 第 3 号厚生労働省子ども家庭局長通知））。

（3）児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 91 号）が施行されたことを踏まえ、認可外保育施設指導監督指針の指針及び標準書式の一部が改正されました（「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正について（通知）（令和 3 年 4 月 30 日付け子発 0430 第 3 号厚生労働省子ども家庭局長通知））。

### 4 規則等の案の内容（改正の内容）

（1）認可外保育施設の設置の届出に係る様式の一部を改正します。

- ・様式第 47 号その 1（第 35 条関係）認可外保育施設設置届出書
- ・様式第 47 号その 2（第 35 条関係）認可外保育施設設置届出書

(2) 認可外保育施設の運営状況の報告に係る様式の一部を改正します。

- ・様式第50号その1（第38条関係）認可外保育施設運営状況報告書
- ・様式第50号その1（第38条関係）認可外保育施設運営状況報告書

(3) (1)、(2)に定めるもののほか、所要の改正を行います。

## 5 施行期日（予定）

令和4年3月頃施行する予定です。